

第 6 期赤穂市障がい福祉計画・第 2 期赤穂市障がい児福祉計画策定の概要

1 法的位置づけについて

第 6 期赤穂市障がい福祉計画・第 2 期赤穂市障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として策定するものです。

2 計画の期間

平成 29 年度に策定した赤穂市障がい者福祉プランは、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間で策定していますが、赤穂市障がい福祉計画及び赤穂市障がい児福祉計画は平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 か年計画であるため、計画内容を見直す必要があります。

そのため、本年度、新たに令和 3 年度から令和 5 年度を計画期間とする本計画の策定を行います。

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
赤穂市障がい者福祉長期計画						
市町村 障害者計画	第 3 次赤穂市障がい者福祉プラン					
						見直し
市町村 障害福祉計画	第 5 期赤穂市障がい福祉計画		第 6 期赤穂市障がい福祉計画			
			見直し			見直し
市町村 障害児福祉計 画	第 1 期赤穂市障がい児福祉計画		第 2 期赤穂市障がい児福祉計画			
			見直し			見直し

3 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本指針見直しの概要

- (1) 地域における生活の維持及び継続の推進
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 福祉施設から一般就労への移行等
- (4) 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- (5) 発達障害者等支援の一層の充実
- (6) 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備
- (7) 相談支援体制の充実・強化等
- (8) 障害者の社会参加を支える取組
- (9) 障害福祉サービス等の質の向上
- (10) 障害福祉人材の確保

4 自立支援協議会開催日程及びスケジュール

○第1回協議会（7月10日）

- ①本資料のとおり

○第2回協議会（9月下旬から10月上旬を予定）

- ①第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について
 - ・ニーズ調査結果について
 - ・障害福祉サービス等の現状と課題
 - ・障害福祉サービスの事業量と目標値

○第3回協議会（11月中旬から下旬を予定）

- ①第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について
 - ・計画案の確認
 - ・パブリックコメントの実施について

○第4回協議会（1月下旬から2月上旬の予定）

- ①第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について

- ・第5期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画書の確認
- ・パブリックコメントの結果について

○第5回協議会（予備）

5 ニーズ調査の実施について

本計画の策定にあたり、障がいのある方が地域で安心して生活し、生きがいを持って暮らしていくために、障がい者に関する課題や多様なニーズを把握・分析し、実態に即した計画策定を行うため、次のとおりニーズ調査を実施します。

【アンケート調査の概要】

対象者	団体・事業所等
調査期間	令和2年7月中旬～8月中旬に実施予定
調査方法	団体・事業所等に配布・回収
配布予定数	52か所

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3ヵ月後 69%、6ヵ月後 86%、1年後 92% (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

2 第6期障害福祉計画に係る基本指針について

(1) これまでの議論の経緯等について

都道府県・市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、現行の計画期間が令和2年度末までであることから、令和3年度を初年度とする第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、昨年10月から社会保障審議会障害者部会で議論を重ね、去る1月17日に開催された障害者部会において、見直しの方向性について、了承されたところである。

基本指針の告示については、パブリックコメント等の手続を経た上で、4月中を目処に行う予定であるのでご了解願いたい。

各自治体におかれては、改定後の基本指針を踏まえつつ、令和2年度中に障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成し、全ての項目において成果目標を設定するようお願いする。

なお、計画策定にあたっては、障害者等のサービス利用の実態やニーズを把握、分析した上で、数値目標等を設定するようお願いする。

最後に、令和2年度中に都道府県計画の策定状況等を把握するため、成果値目標等の設定について、報告をお願いすることとしているので、ご了解いただきたい。

(2) 基本指針の見直しの主なポイント

【地域における生活の維持及び継続の推進】

- 入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保することを基本指針に記載する。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する観点から、精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する。
- アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進することについて、基本指針に記載する。

【福祉施設から一般就労への移行等】

- 「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、第5期の成果目標を整理・統合する中で、移行者数の目標値において、就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏

また上で成果目標を追加する。

- 就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標については、平成 30 年度報酬改定の内容（就労定着率（過去 3 年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬）に合わせて設定することとする。
- このほか、以下の取組を進めることが望ましいことを基本指針に記載する。
 - ① 農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援
 - ② 大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進
 - ③ 高齢障害者に対する就労継続支援 B 型等による適切な支援及び高齢障害者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築

【「地域共生社会」の実現に向けた取組】

- 引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むことについて、基本指針に記載する。

【発達障害者等支援の一層の充実】

- 発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要であることを基本指針に記載する。

【障害児通所支援等の地域支援体制の整備】

- 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要であることについて、基本指針に記載する。
- 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の 18 歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図ることについて、基本指針に記載する。
- 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、
 - ・ 障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要があること

- ・ 難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要であること

を基本指針に記載する。

- 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して、
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たってその人数やニーズを把握する必要があること
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要があることを基本指針に記載する。

【相談支援体制の充実・強化等】

- 相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要であることを記載する。

【障害者の社会参加を支える取組】

- 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進することについて、基本指針に記載する。
- 読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要があることについて、基本指針に記載する。

【障害福祉サービス等の質の向上】

- 近年、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質の向上させるための体制を構築することを成果目標に追加する。

【障害福祉人材の確保】

- 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取組むことが重要であることについて、基本指針に記載する。

(3) 成果目標に関する事項

基本指針第二の成果目標については、直近の状況等を踏まえて見直しを行うとともに、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質の向上について、新たに成果目標を設定する。

さらに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、福祉施設から一般就労への移行等、障害児支援の提供体制の整備等については、成果目標の追加・変更を行う。

成果目標の見直しの概要

【施設入所者の地域生活への移行】

- 現在の基本指針では、
 - ・ 平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9 % 以上が令和 2 年度末までに地域生活に移行することを基本とする。
 - ・ 平成 28 年度末時点の施設入所者数を令和 2 年度末までに 2 % 以上削減することを基本とする。としている。

- 次期基本指針では、基準となる時点を平成 28 年度末時点から令和元年度へ変更するとともに、障害者の重度化・高齢化の状況等を踏まえて、令和 5 年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。
 - ① 施設入所者の地域生活への移行
令和元年度末時点の施設入所者数の 6 % 以上が地域生活へ移行することを基本とする。
 - ② 施設入所者の削減
令和元年度末時点の施設入所者数の 1.6 % 以上削減することを基本とする。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】(項目の見直し)

- 現在の基本指針では、
 - ・ 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況
令和 2 年度末までに全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

 - ・ 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況
令和 2 年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

 - ・ 精神病床における 1 年以上長期入院患者数 (65 歳以上、65 歳未満)

令和 2 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）を、国が提示する推計式を用いて設定する。

- ・ 精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点、6 か月時点、1 年時点）

令和 2 年度における入院後 3 か月時点の退院率を 69%以上、6 か月時点の退院率を 84%以上、1 年時点の退院率を 90%以上とすることを基本とする。

- 次期基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、新たに令和 5 年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。

- ① 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数

令和 5 年度末における精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 3 1 6 日以上とすることを基本とする。

- ② 精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）
令和 5 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）を、国が提示する推計式を用いて設定する。

※ なお、令和 5 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数の全国の目標値は、令和元年と比べて 6.6 万人から 4.9 万人減少になる見込みである。

- ③ 精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点、6 か月時点、1 年時点）

令和 5 年度における入院後 3 か月時点の退院率を 69%以上、6 か月時点の退院率を 86%以上、1 年時点の退院率を 92%以上とすることを基本とする。

【地域生活支援拠点等が有する機能の充実】（項目の見直し）

- 現在の基本指針では、

- ・ 令和 2 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

としている。

- 次期指針では、現行の成果目標を維持しつつ、令和 5 年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。

- ・ 令和 5 年度末までの間、各市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

【福祉施設から一般就労への移行】（項目の見直し）

- 現在の基本指針では、
 - ・ 令和 2 年度中に平成 28 年度実績の 1.5 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行することを基本とする。
 - ・ 令和 2 年度末における就労移行支援の利用者数が平成 28 年度末の利用者数から 2 割以上増加することを目指す。
 - ・ 令和 2 年度末において、就労移行支援の利用者のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す。
 - ・ 就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。
 としている。
- 次期指針では、直近の状況等を踏まえ、令和 5 年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。
 - ① 令和 5 年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとする。
 - ② 就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和 5 年度中に令和元年度実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。
 - ③ 就労継続支援 A 型及び B 型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和 5 年度中に令和元年度実績の概ね 1.26 倍以上*、1.23 倍以上*を目指すこととする。
 - * 就労継続支援 A 型は、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。就労継続支援 B 型は、移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。
 - ④ 就労定着支援の利用者数については、令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち 7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。また、就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本とする。

【障害児支援の提供体制の整備等】（項目の見直し）

- 現在の基本指針では、

- ・ 令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
 - ・ 令和2年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
 - ・ 令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
 - ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和元年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
- としている。

- 次期指針では、障害児支援の提供体制の整備等について、令和5年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。
- ① 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
 - ② 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
 - ③ 聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
 - ④ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
 - ⑤ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【相談支援体制の充実・強化等】（新規）

- 相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていく観点から、次の成果目標を設定する。
- ・ 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的

な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【障害福祉サービス等の質の向上】（新規）

- 各都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制を構築するため、次のとおり成果目標を設定する。
 - ・ 令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

1 計画策定に関する考え方

・法定計画である①障害者基本計画 及び ②障害福祉計画・障害児福祉計画(以下、障害福祉計画等)を一体とし「ひょうご障害者福祉計画」を策定

	根拠法	管轄	期間	計画の内容
①障害者基本計画	障害者基本法第11条第2項	内閣府	法令上規定なし	教育、文化、雇用、医療、住宅、防災等障害者施策の総合的な事項について規定
②障害福祉計画等	・障害者総合支援法第89条第1項 ・児童福祉法第33条の2第1項	厚生労働省	3年	障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量や確保策、施策目標等について規定

・県の上位指針である「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」との整合性をはかるため、同指針の5本柱(ひと・参加・情報・まち・もの)を本計画の柱として、体系化

1 障害者基本計画部分

・今後、兵庫県障害福祉審議会(以下、審議会)で議論し策定

2 障害福祉計画等部分(県では、障害福祉推進計画と呼称)

・第5期兵庫県障害福祉推進計画(以下、現行推進計画)をベースに、厚生労働省より令和2年5月19日に一部改正が告示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、国指針)の改正部分を反映

■計画骨子(素案) ※下線:変更箇所

新	旧
1 総合生活指標・成果指標	
1 評価指標の考え方	1 評価指標の考え方
2 総合生活指標	2 総合生活指標
3 成果指標① 福祉施設の入所者の地域生活への移行	3 成果指標① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
4 成果指標② 精神障害者を地域全体で支える体制の構築	4 成果指標② 精神障害者を地域全体で支える体制の構築
5 成果指標③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	5 成果指標③ 地域生活支援拠点等の整備
6 成果指標④ 福祉施設から一般就労への移行等	6 成果指標④ 福祉施設から一般就労への移行等
7 成果指標⑤ 障害児支援の提供体制の整備等	7 成果指標⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
8 (新)成果指標⑥ 相談支援体制の充実・強化等	
9 (新)成果指標⑦ 障害福祉サービス等の質向上	
2 活動指標(丸文字は成果指標①～⑦に対応)	
1 ①福祉施設の入所者の地域生活への移行	1 ①、②福祉施設の入所者の地域生活への移行(精神障害者を地域全体で支える体制の構築も含む)
2 (新)②精神障害者を地域全体で支える体制の構築	
3 (新)③地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
4 ④就労支援について(福祉施設から一般就労への移行等)	2 ④就労支援について(福祉施設から一般就労への移行等)
5 ⑤障害児支援の提供体制の整備	3 ⑤障害児支援の提供体制の整備
6 (新)⑥相談支援体制の充実・強化等	
7 (新)⑦障害福祉サービス等の質向上	
8 指定障害福祉サービス等従事者人材の確保・資質向上等	4 指定障害福祉サービス等従事者人材の確保・資質向上等
9 指定障害児・者施設の入所支援等	5 指定障害児・者施設の入所支援等
3 その他の率先取組指標(略)	
4 都道府県地域生活支援事業見込量(略)	
5 障害保健福祉圏域計画(略)	

・今後、審議会での議論し策定

2 総合生活指標・成果指標の考え方(1/2)

1 総合生活指標

- ・福祉政策の到達状況を示す、中長期的指標
- ・今後、審議会での議論し策定

2 成果指標

- ・市町見込の積上げを元に、国指針を基準とした目標数値を検討・設定
- ・国指針で成果指標から削除された項目は、①新たな代替指標が提示されている場合は、原則削除(総括表中の※1・2・3・4)、②代替指標がない場合は、原則継続
- ・国指針の新規追加項目は、原則追加
→ 新たな指標・目標値の①収集可能性、②実現可能性を検討するため、R1から実績収集

■総括表(素案)

指標		新規	削除	県独自指標	市町入力	第6期国指針(R5目標)	単位	H29実績	H30実績	R2目標(現行目標)	
①福祉施設の入所者の地域生活への移行	障害者支援施設から地域生活への移行者数				○	R1入所者基準6%以上	%	2.9	4.2	9.0	
	施設入所者の削減				○	R1入所者基準▲1.6%以上	%	▲0.7	▲1.4	▲2.0	
								基準年:H28年度			
②精神障害者を地域全体で支える体制の構築	退院後1年以内の地域における平均生活日数	○				316日以上	日	-	-	-	
	入院後の退院率	3ヶ月				69%以上	%	65.7	62.5	69.0	
		6ヶ月				86%以上	%	-	82.8	84.0	
		1年				92%以上	%	89.4	89.9	90.0	
	長期在院者数の減少	65歳以上					算定中	%	-	▲2.1	▲6.0
		65歳未満					算定中	%	-	▲16.7	▲20.1
地域移行に伴うグループホーム等整備量	65歳以上			○		-	人	-	328	718	
	65歳未満			○		-	人	-	846	649	
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	圏域		○			-	圏域	-	8	8	
	市町				○	-	市町	-	7	41	
③地域生活支援拠点等が有する機能の充実	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援の体制確保※1	○				各市町 or 圏域で体制確保	圏域	-	-	-	
	地域生活支援拠点等の整備※1			○	○	-	市町	7	12	41	
④福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設からの就労移行者数の増加				○	R1基準:1.27倍	%	125.8	132.6	150.1	
	(うち移行支援事業)※2	○			○	R1基準:1.30倍	%	-	-	-	
	(うち就労A型)	○			○	R1基準:1.26倍	%	-	-	-	
	(うち就労B型)	○			○	R1基準:1.23倍	%	-	-	-	
	就労移行支援の利用者数※2		○		○	-	人	1,169	1,161	1,331	
	就労移行率3割以上の就労移行支援事業所割合		○		○	-	%	58	50	60	
	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所割合※3	○			○	7割以上	%	-	-	-	
	各年度の就労定着支援による支援開始1年後職場定着率※3		○			-	%	-	79	80	
	一般就労移行者のうち就労定着支援事業者の利用者割合	○			○	7割以上	%	-	-	-	

2 総合生活指標・成果指標の考え方(2/2)

・(新)⑥相談支援体制の充実・強化等」「(新)⑦障害福祉サービス等の質向上」に係る指標達成の定義は要検討

指標	新規	削除	県独自指標	市町入力	第6期国指針(R5目標)	単位	H29実績	H30実績	R2目標(現行目標)
⑤ 障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置			○	各市町に1箇所以上	市町	-	19	41
	障害児支援に係る保健、医療、障害福祉、保育、教育等各分野の協議の場の設置※4	県			-	県	-	1	1
		圏域	○		-	圏域	-	10	10
		市町			○	市町	-	27	41
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置※4	県	○			設置	県	-	-
		圏域				設置	圏域	-	-
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	市町			○	設置	市町	-	-
		県	○			配置	県	-	-
	難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	圏域				配置	圏域	-	-
		市町			○	配置	市町	-	-
保育所等訪問支援を利用できる体制		○			体制確保	県	-	-	
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保				○	体制構築	市町	-	24	41
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	複数市町共同設置可			○	各市町に1箇所以上	市町	-	11	41
				○	各市町に1箇所以上	市町	-	13	41
居宅訪問型児童発達支援事業所の確保			○	○	各市町に1箇所以上	市町	-	-	41
(新)⑥ 相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援実施機関の設置	圏域	○		各市町 or 圏域で体制確保	圏域	-	-	-
		市町	○		○	市町	-	-	-
(新)⑦ 障害福祉サービス等の質向上	サービスの質の向上を図るための体制確保	県	○		体制を構築	県	-	-	-
		市町	○		○	市町	-	-	-

3 活動指標の考え方

・成果指標等を達成するために必要な個別事業に係る活動指標と目標値を設定
 活動指標：現行計画をベースに、原則、国指針の新規追加項目を追記(削除項目なし)
 →指標の収集可能性等の確認のため、R1から実績収集
 目標値：現在のサービス利用状況及び今後の利用ニーズ等を踏まえ、市町の積上げを元に検討・設定(国指針にて、具体的な目標値の設定なし)

■新規追加項目一覧

区分	指標	単位	市町入力
(新)② 精神障害者を地域全体で支える体制の構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	回 ○
		関係者ごとの参加者数	人 ○
		目標設定・評価の実施回数	回 ○
	精神障害者の地域移行支援	人	○
	精神障害者の地域定着支援	人	○
	精神障害者の共同生活援助	人	○
(新)③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	精神障害者の自立生活援助	人	○
	精神病床における退院患者の退院後の行き先(行き先別)	人	
	地域生活支援拠点等の整備	圏域	
	機能の充実に向けて、年一回以上の運用状況の検証・検討の実施	市町	○
		圏域	○

区分	指標	単位	市町入力
(新)⑥ 相談支援体制の充実・強化等	総合的・専門的な相談支援の実施	人	○
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件	○
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件	○
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回	○
(新)⑦ 障害福祉サービス等の質向上	障害福祉サービス等に係る各種研修等の活用(県→市町)	人	
	障害者自立支援審査支払等システム	審査結果の共有体制	市町
	事業者等に対する指導監査の適正な実施	審査結果の共有の実施	回数
		共有体制	有無
	関係自治体との共有回数	回	

4 その他の率先取組指標、都道府県地域生活支援事業見込量

1 その他の率先取組指標

・基本計画の枠組に準じて県独自の指標設定、今後審議会にて検討
 ・国指針の「発達障害者等に対する支援」「芸術文化活動支援」は本項に集約

区分	指標	単位	市町入力
その他の率先取組指標	生活基盤づくり分野※	ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者数	人
	教育・社会参加分野※	ペアレントメンターの人数	人
		障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置	箇所

※現行計画枠組、基本計画の枠組に準じて分野の分け方は変更

2 都道府県地域生活支援事業見込量

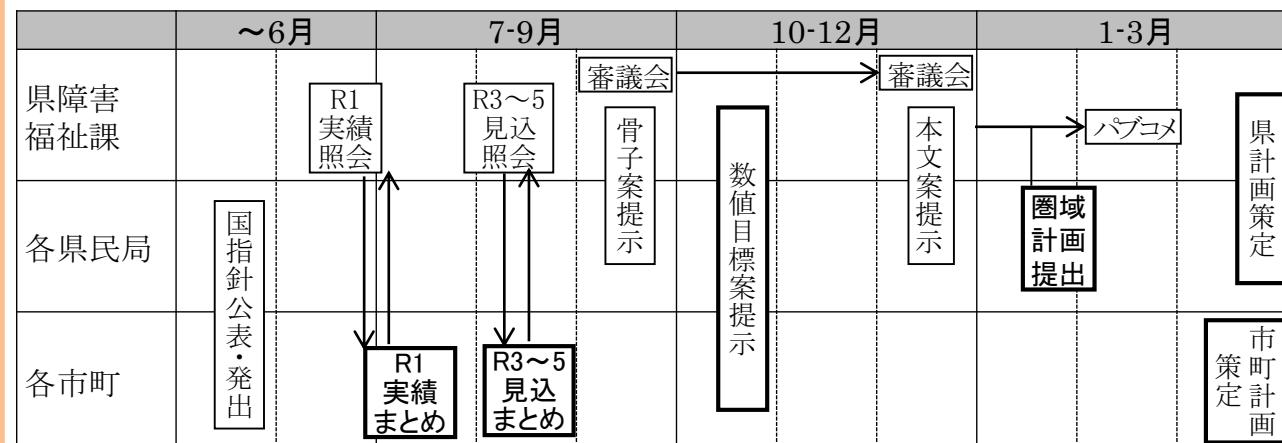
・成果目標の達成に資する地域生活支援事業について、見込量を設定
 ・国指針にて、具体的な取組指標・見込量の設定なし

5 圏域計画の概要

・現行計画をベースに、①国指針新規指標の追加、②一部レイアウトを実績評価書に統一
 現在と同様全6ページ程度のフォーマットにとりまとめ
 ・県が集計した市町見込量の積上げを圏域計画の数値目標として設定

6 スケジュール(案)

・各市町への事業見込量照会は、前回並を予定



第6期赤穂市障がい福祉計画等策定に向けたニーズ調査（案）

本市では、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」の策定に取り組んでおります。

計画の策定にあたり、障がい者団体・事業所等の皆さまの活動状況や、本市の障がい者施策に対する意見を参考に伺い、今後の障がい福祉施策の推進に活かすため、本調査を実施いたします。

大変お忙しい中恐縮ですが、ご協力賜りますようお願いいたします。

なお、回答いただきました内容につきまして、赤穂市個人情報保護条例の規定に基づき、利用目的以外に公表することがあります。

赤穂市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

記載について

- 調査票の記載にあたっては、できるだけ詳しくご記入ください。
- 活動状況などについて、パンフレットなどの資料があれば、調査票と合わせて、ご提出をお願いいたします。
- 質問項目で、貴団体等の活動内容と関係のない項目は白紙のままで結構です。（ご意見としてご記入いただいても構いません。）
- この調査票につきましては、**8月14日（金）**までに社会福祉課までご提出をお願いいたします。（メール、FAX可）
FAX 0791-45-3396
TEL 0791-43-6833
メール shougai@city.ako.lg.jp

●団体・事業所名 _____

●記入者名 _____

●記入年月日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

1. 団体・事業所の設立目的・組織の概要・活動内容などについて

設立年月日		活動場所	
構成人数 (職員数)			
活動内容（事業所におかれては、提供しているサービスをご記入ください）			
活動にあたっての問題点など			
今後の取り組みや、活動内容の拡大（サービス以外）について			
<p>※事業所の方におうかがいします。 障害福祉サービス等の新たな展開（拡大）については、下表にご記入ください。 （今後、3年程度を目途とした事業拡大について、ご記入ください。）</p>			
展開（拡大）する サービス名等	現在の提供状況（定員） （新規展開の場合は0）	提供予定数（定員） （総定員数を記入）	時期 〔未定の場合は〕 〔「未定」と記入〕
例) 生活介護 ※20人分を拡大の場合	20人	40人	令和3年10月

2. 障がいのある人を取り巻く日常生活について、ご存じの範囲で次の項目ごとに現在の状況や問題点・課題、必要な支援（整備）をご記入ください。

①相談支援体制について（福祉、医療、雇用、教育など、様々な分野における相談について）

--

②障害福祉サービスについて（不足しているサービス、子ども・成人・高齢者など、各ライフステージに応じて必要と思われるサービスなどについて）

子どものサービス

--

成人のサービス

--

高齢障害者のサービス

--

2. 障がいのある人を取り巻く日常生活について、ご存じの範囲で次の項目ごとに現在の状況や問題点・課題、必要な支援（整備）をご記入ください。

③在宅生活を続けるために必要なサービスについて（障害者総合支援法以外で、地域で生活していく上で必要と考えられるサービス）

④保健・医療について（健康相談や健康づくり、障がいの予防、早期発見・対応体制、医療的ケア、リハビリテーション体制、病院の受入・連携、難病の人に対する医療、精神障害の人の退院後地域移行に必要な支援などについて）

⑤教育について（小中学校の体制、理解、進路・進学、特別支援教育、放課後、長期休暇などについて）

2. 障がいのある人を取り巻く日常生活について、ご存じの範囲で次の項目ごとに現在の状況や問題点・課題、必要な支援（整備）をご記入ください。

⑥療育について（障がいのある子どもの医療、治療、育成、保育、教育などについて）

⑦就労について（一般就労、福祉的就労、職業訓練、企業の理解などについて）

⑧障がいや障がいのある人に対する理解、福祉教育、人権問題について

2. 障がいのある人を取り巻く日常生活について、ご存じの範囲で次の項目ごとに現在の状況や問題点・課題、必要な支援（整備）をご記入ください。

⑨障がいのある人のスポーツ・文化活動・余暇活動について（実施状況、取り組みやすさ、必要な支援・援助などについて）

⑩交流、地域の助け合い（地域福祉）などについて

⑪緊急時の支援について

2. 障がいのある人を取り巻く日常生活について、ご存じの範囲で次の項目ごとに現在の状況や問題点・課題、必要な支援（整備）をご記入ください。

⑫災害時の支援について

⑬親亡き後の支援について

⑭差別の解消、権利擁護について

2. 障がいのある人を取り巻く日常生活について、ご存じの範囲で次の項目ごとに現在の状況や問題点・課題、必要な支援（整備）をご記入ください。

⑮防犯、消費者トラブルについて

⑯公共施設等のバリアフリー化について

⑰選挙について

3. 障がいのある人及び児童がともに地域で暮らせる「地域共生社会」を実現していくため、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

4. 在宅や地域での生活を望んでいる施設入所者や入院患者の地域移行を進めるためには、どのような支援が必要だと思いますか。

5. 今後、赤穂市において重点的に取り組む施策（事業）を挙げるとしたら、何がいいでしょうか。①から⑯の分野から3つ選び、その理由もお答えください。

- ①相談支援
- ②障害福祉サービス
- ③障害者総合支援法以外の在宅サービスについて
- ④保健・医療
- ⑤教育
- ⑥療育
- ⑦就労
- ⑧理解、福祉教育、人権
- ⑨スポーツ・文化・余暇活動
- ⑩交流、地域の助け合い（地域福祉）
- ⑪緊急時・災害時の支援
- ⑫親亡き後の支援
- ⑬差別の解消、権利擁護
- ⑭防犯、消費者トラブルの解消
- ⑮公共施設等のバリアフリー化

番号	その理由

6. その他、障がい者施策全般についてご意見やご要望などがありましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

今回ご記入いただきましたアンケートにつきまして、ヒアリングを希望される団体・事業者様におかれましては、社会福祉課障がい福祉係までご連絡くださいますようお願いいたします。

※日程の調整の結果実施できない場合があることをあらかじめご了承ください。

法人名等	団体・事業所・関係機関
	1 赤穂市身体障害者福祉協会
	2 赤穂市手をつなぐ育成会
	3 重症心身障害児(者)の会 スマイル
	4 赤穂断酒新生会
	5 スノードロップ
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	6 赤穂精華園相談支援事業所
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	7 赤穂精華園成人寮
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	8 赤穂精華園児童寮
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	9 赤穂精華園やまびこ寮
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	10 赤穂精華園放課後等デイサービスセンター
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	11 赤穂精華園共同生活援助事業所
医療法人千水会	12 相談支援事業所さんぼみち
医療法人千水会	13 就労支援センター S O R A
医療法人千水会	14 涼風荘
医療法人伯鳳会	15 生活介護事業所はくほう
医療法人伯鳳会	16 就労継続 A 型施設はくほう
医療法人伯鳳会	17 伯鳳会在宅ケアセンター
医療法人伯鳳会	18 放課後等デイサービスセンターはくほう つみ木
社会福祉法人みのり	19 みのり赤穂/みのり大地
社会福祉法人緑樹福祉会	20 ぶくぶくほーむ
社会福祉法人緑樹福祉会	21 てくてく
社会福祉法人緑樹福祉会	22 わかば園
社会福祉法人緑樹福祉会	23 相談支援事業所ぱいろっと
社会福祉法人玄武会	24 就労継続支援 A 型げんぶ
社会福祉法人赤穂市社会福祉協議会	25 赤穂市社会福祉協議会居宅支援事業所
社会福祉法人赤穂市社会福祉協議会	26 赤穂市社会福祉協議会相談支援事業所
特定非営利活動法人フロンティア	27 就労継続支援 A 型フロンティア
特定非営利活動法人フロンティア	28 きっと・もっと・みらい
社会福祉法人愛心福祉会	29 愛心園
特定非営利活動法人ワーキングnetにしはりま	30 ワーキング西播磨作業所
特定非営利活動法人風里	31 児童発達支援事業所ふうり
特定非営利活動法人風里	32 GENKI-KIDS風音
特定非営利活動法人風里	33 七色こんべいどう
特定非営利活動法人ピアサポート兵庫	34 ピアサポート兵庫
クワン株式会社	35 障害福祉サービスにし
クワン株式会社	36 放課後等デイサービス木のおうち
赤穂市	37 赤穂市立さくら園
赤穂市	38 赤穂市児童発達支援事業あしたば園
医療法人千水会	39 赤穂仁泉病院 (ワーカー室)
学校法人関西金光学園	40 関西福祉大学 付属地域センター
兵庫県	41 赤穂特別支援学校
兵庫県西播磨県民局	42 赤穂健康福祉事務所地域保健課
厚生労働省兵庫労働局	43 龍野公共職業安定所赤穂出張所
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	44 西播磨障害者就業・生活支援センター
赤穂市	45 教育委員会学校教育課
赤穂市	46 教育委員会子ども育成課
赤穂市	47 教育委員会青少年育成センター
赤穂市	48 社会福祉課 いきがい福祉総務係
赤穂市	49 社会福祉課 保護支援係
赤穂市	50 子育て支援課
赤穂市	51 保健センター
赤穂市	52 地域包括支援センター